

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（骨子案）等 についてお寄せ頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

※本方針に対する御意見について、御意見の全体像が分かるように、同旨の御意見はまとめて整理しております。

※意見の概要欄に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋・整理したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

No	意見の概要	意見に対する考え方
1.	ブランドの流出につながるので外人雇用はやめてほしいです。野菜や果物でブランドが流出し、あまつさえ外国の劣化品が出回ったことで日本のブランドも傷がついて売れ行きに影響が出ました。削除してください	酪農・畜産における基幹的農業従事者数は、大半を占める60歳以上の年齢層がリタイアした場合、今後20年間で、酪農で約2分の1、肉用牛で約4分の1にまで減少する見込みです。このため、労働力不足への対応が不可欠であり、令和6年6月に公布された出入国管理及び難民認定法等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を進めるためにサポート体制の充実を図ってまいります。 なお、和牛遺伝資源の管理・保護については、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、適切に対応してまいります。
2.	食料安全保障の観点から、本基本方針案の内容に賛同します。	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。
3.	馬の 2 改良目標 の 能力に関する改良目標 の 乗用馬に関し、 このうち競技用にあっては、の次に、「国際的に通用する、」を挿入する。 (理由) 1. パリ五輪の総合馬術競技団体で銅メダル獲得のように、日本人選手の技量は向上。 2. しかし、予備馬・練習馬を含め全ての使用馬は、外国産馬で	乗用馬については、軽種馬と異なり、現状、外国産馬との能力に差があることから、まずは内国産馬の能力向上を着実に図ることで、将来の国際的に通用する内国産馬の生産につなげていきたいと考えております。

	<p>あったこと。</p> <p>3. 日本は馬改良技術を有しており、競技用馬改良目標について関係者の共通認識が必要。</p> <p>4. 近年、アジア諸国で馬術競技への関心が高まっており、競技用馬の有力な輸出市場に成長。</p>	
4.	<p>新たな養豚農業の振興に関する基本方針 骨子案に対する意見</p> <p>我が国の養豚生産者は、現行の「養豚農業の振興に関する基本方針(以下、基本方針という)」が公表された後、環太平洋パートナーシップ協定の締結、PED や豚熱など各種疾病の発生、未曾有の円安と飼料費や労働費など生産コストの高騰など、大きな変化の波にさらされてきました。一般社団法人日本養豚協会(JPPA)では2024年8月に「養豚白書2024」を刊行し、この10年間の情勢変化を整理分析し、今後取り組むべき課題として、バイオセキュリティと疾病対策、生産性の向上、労働力問題への対応、チェックオフを含めた国産豚肉の消費拡大活動等の重要性を指摘したところです。</p> <p>今回公表された新しい基本方針骨子案は、これら重要な課題を幅広くおまとめいただいたものと考えております。</p> <p>その上で、以下について意見を申し述べさせていただきます。</p> <p>1. 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>養豚農業の課題について、特に重要な点は、10年前に比べて飼料費その他の資材費、施設等の償却費、労働費、輸送費等の生産コストが劇的に増えたこと、また、豚熱の他 PED や PRRS などの慢性疾病を含めた衛生疾病対策の重要性がさらに高まったこと等があげられます。養豚経営の実態をしっかりと分析したうえで、必要な対策を講じる必要があることを指摘させていただきます。</p>	<p>農林水産省では、養豚の生産基盤の強化や経営の安定のため、各種補助事業や経営安定対策を実施しています。基本方針にも記載しているとおり、引き続き、必要な対策を講じて参ります。</p> <p>また、「合理的な価格形成」については一昨年8月より、生産、製造、流通、販売、消費等の関係者による「協議会」を開催し議論を重ね、先日、法案を国会に提出したところです。同法案では、費用等を示して協議の申し出があった場合には、誠</p>

す。

また、昨年末に農林水産省から公表された肥育豚生産費によると、3年連続で販売価額が生産費を下回る状況となっています。生産費の低減だけでなく、昨年施行された新しい食料・農業・農村基本法でもうたわれた「合理的な価格形成」が実現するよう、コストの明確化と関係者の理解醸成が重要であることを指摘させていただきます。

2. 養豚経営の安定に関する事項

この10年間、養豚生産者は様々な努力により生産性を向上して参りました。一方で生産コストが高止まりの様相を示す中、今後も引き続きこの様な努力を進めていかなければなりません。

現在、新しい改良増殖目標が検討されています。新目標を実現するため、官民の育種関係者が具体的な改良戦略を策定・実行することが必要であり、このような取組への支援が重要であると考えます。特に、世界各国で課題となっている優良かつ疾病対策がされた育種素材の確保について、具体的な対策の構築が急がれます。

養豚農家の能力向上と担い手の育成は引き続き重要な課題であり、JPPAでは養豚大学校を開設し、次世代の経営者および従業員の育成に努めてきました。同大学校を含め、農家の能力向上と担い手の育成に対し、引き続き関係各方面からのご協力をお願いします。

環太平洋パートナーシップ協定等の下で国境措置が実質的に廃止され、厳しい国際競争にさらされる養豚経営が将来にわたり安定経営に万全を期すため、肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン制度)は根幹的な経営安定対策として高く評価されます。同制度はこれまでも情勢の変化に即し、運用の改善が進められてきま

実に協議に応ずる等の努力義務を規定し、必要に応じて、指導・勧告等の適正取引に向けた措置を講ずることとしております。

改良については、基本方針において、国等は種豚の能力向上と優良種豚の維持確保に努めることとしております。また、新たな改良増殖目標においても種豚の能力向上と遺伝資源の確保の重要性を記載しているほか、家畜改良センター、農研機構、JPPA、民間の種豚生産者等により構成される国産純粋種豚改良協議会の枠組みを活用しながら国内における改良体制の強化を推進することとしています。

養豚農家の能力向上と担い手の育成については、基本方針においても重要事項として位置づけており、生産者団体による教育機会についても記載しているところです。

肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン制度)については、基本方針に記載しているとおり、意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、制度を適切かつ安定的に運用して参ります。

また、飼料費の低減に向けた対応については、基本方針において、飼料要求率の改善を推進すると記載しており、その手段としてベンチマーキングなどの経営診断の活用を推進することとしています。

災害への対応については、ご指摘の通り、BCPを含め平時からの備えが重要であるため、今回の見直しについても、生産現場

<p>した。今後とも、養豚経営を取り巻く状況の変化を踏まえ、同制度の機動的かつ適切な運用を進めることが重要と考えています。また、今般の配合飼料価格高騰に対しては、配合飼料価格安定制度に加え緊急対策が講じられました。配合飼料価格は高止まりの様相を示しており、飼料費の低減に向けた対策の検討が必要であると考えます。</p> <p>近年、各種の災害が多発する中、BCPの策定をはじめ平時からの備えが重要です。しかしながら個々の農家ではどのような対策が必要か、また、優先されるべきは何かを含め十分な情報が無く、実態の把握や関連情報の提供等がまずは必要であると考えます。</p> <p>3. 国内由来飼料の利用の増進に関する事項</p> <p>飼料自給率の向上や耕種農家を始めた地域との連携、堆肥と国産飼料循環を通じた循環型社会の形成等のため、国内由来飼料の利用の増進は重要な課題です。具体的には、現行の食料・農業・農村基本計画の下で生産と利用を推進してきた飼料用米、子実用トウモロコシ及びエコフィードについて、引き続き重要な政策に位置づけ、生産と利用及び耕畜連携の推進を図ることが重要であり、その旨を基本方針にも記述するべきと考えます。</p> <p>また、エコフィードについては、近年、エネルギー利用の推進その他の影響もあり、原材料である食品廃棄物等の確保が難しくなっております。これら廃棄物等のリサイクル利用に際しては飼料化がまず優先されるものであることを改めて周知徹底いただきたいと考えます。</p> <p>4. 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項</p> <p>高度な衛生管理技術や飼養管理技術の導入は疾病対策及び生</p>	<p>で備えの充実に向けた取組が促進されるよう、広く情報提供等を行ってまいります。</p> <p>飼料用米、子実用トウモロコシ及びエコフィードについては、基本方針において、各々の状況を踏まえて方向性を記載していると同時に、耕畜連携の推進についても今回の見直しにおいて記載しました。</p> <p>エコフィードについては、基本方針において、国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促していくこととしています。</p> <p>高度な衛生管理技術や飼養管理技術の導入については、基本方針において、畜産クラスター協議会の体制等も活用し、各種生</p>
---	--

産性・収益性の向上の観点から重要な課題であり、基本方針骨子案に記述された各種生産方式や管理手法、管理技術等について、それぞれ個別農場に最も適した形で導入されるよう、生産獣医療の提供その他の支援をさらに進める必要があります。また、遠隔診療の活用等を含め、スマート農業を進める必要があると考えます。

排せつ物の処理及び利用の促進については、強化される環境規制に対応できる処理・利用技術の開発と現場への実装が急務であり、これらに関する情報提供と支援並びに耕種農家との連携の推進が重要です。

アニマルウェルフェアについては、基本方針骨子案に記述いただいた通り、令和5年に農林水産省より発出された「豚の飼養管理に関する技術的な指針」について普及・定着を図ることが重要と考えます。

5. 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和

伝染性疾病は養豚生産や経営に大きな影響を与えます。基本方針骨子案で記述いただいた通り、豚熱など発生時に影響が甚大になる疾病のみならず、慢性疾病についても豚の損耗や事故率の上昇により長期にわたり大きな経済的損害を与えることから、水際での侵入防止対策（水際防疫）と農場でのバイオセキュリティやワクチン等の侵入・発生防止対策（農場防疫）に加え、地域の生産者が協力して疾病の侵入を防止する「地域防疫」が重要であると考えます。このため、家畜保健衛生所と地域の生産者との連携を緊密なものとし、疾病発生時の早期の通報や検査、対応はもちろん、平時からの衛生指導が強化されることが必要と考えます。

産方式や管理手法、管理技術、スマート機器の導入を図ることにより、中小規模経営も生産性の向上に取り組みやすい環境を作り、生産基盤を維持・整備していくこととしています。

排せつ物の処理については、基本方針において、各種技術を活用し、対応していくこととしており、これらの施設整備に当たっては、畜産クラスター協議会の体制等の下で、地域住民の理解が得られるよう進める必要があります。なお、新たな家畜排せつ物基本方針においても、悪臭や水質汚濁など環境規制への対応に向け、現場で活用可能な技術の開発・普及等について盛り込んでいるほか、堆肥利用の促進に向けて、地域内での耕畜連携や機動的なマッチング体制の整備についても推進することとしております。

アニマルウェルフェアについては、基本方針のとおり、「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の更なる普及・定着を進めてまいります。

地域における防疫対策の推進については、「各養豚農家においては、飼養衛生管理支援システムも活用しつつ、家畜保健衛生所や農場管理獣医師等の第三者による適時適切な助言を得ながら、個々の経営に適した生産管理システムを確立させていくとともに地域一体となった疾病対策の取組を行うことが重要である」と考えています。

豚熱だけでなく、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）や豚サーコウイルス感染症等の慢性疾病についても、農場の生産性を低下させることから、これらの疾病対策の取組は重要です。

対策を有効とするためには、水際対策、個々の農場における飼養衛生管理の徹底だけでなく、「地域一体となった疾病対策の取組を行うことが重要」であることから、自衛防疫団体、民間獣医

平成 30 年に我が国で再発した豚熱は、これまでに 96 件が発生し、かつて九州で発生した口蹄疫による殺処分数をはるかに超える 40 万頭超の豚が犠牲となりました。現在は、ワクチンによる免疫付与と飼養衛生管理により発生が大きく減少しましたが、これまで発生が無かった県を含め、現在も発生が続いている状況です。再発後 6 年が経過したところ、この間に得られた知見を整理・分析し、殺処分頭数削減対策の検討や野生イノシシ対策をはじめ、豚熱対策の点検と見直しが必要であると考えます。

アジア近隣国を始め、世界各国ではアフリカ豚熱や口蹄疫など多くの伝染性疾病の発生が報じられています。これら疾病を決して日本に侵入させてはいけません。動物検疫所においては日夜水際防疫にご尽力いただき、多くの違法持ち込みを阻止いただいていることに改めて感謝申し上げます。一方、海外での水際防疫の取組を伺うと、反復・組織的と思われる持ち込みへの対応や X 線装置等といった検査機器の活用など、我が国においてもさらに取組みを強化すべきではないかと考えます。また、空海港や国際郵便局など我が国に持ち込まれる際の検査をすり抜け、国内で販売されている違法輸入畜産物についても、対応が求められます。

6. 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

美味しく安全な国産豚肉は消費者から強い支持を得ており、その要請に引き続き応えていく義務があります。このためには、研究開発や消費者への情報提供が必要ですが、個別農家の努力ではいずれも対応はできません。これら課題を推進するため、チェックオフの導入に向け、JPPA を含め関係者が協力していくことが重要と考えています。

師や野生動物専門家など第三者と連携した衛生指導の実施等を推進してまいります。

今後の豚熱対策については、「今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す」必要があると考えています。

以上の考え方について、養豚農業基本方針に記載しています。

「より確実に効果的な水際の措置の実施に向け、そもそも日本に持ち込ませないための対策として出国前広報等の周知徹底、AI を活用した X 線検査技術の導入や書類偽装等を防止する動植物検疫証明書の電子化等先端技術の活用による検査、警察やほかの CIQ 関係機関とより緊密に連携した違反者及び違反品の摘発強化等、反復・組織的と思われる持ち込みへの対応を含め水際検疫の更なる強化に取り組む」こととしており、その旨食料・農業・農村基本計画に記載しています。

チェックオフについては、引き続き関係者間で理解醸成を進めていくことが重要と考えており、その旨、基本方針においても位置づけております。

<p>7. その他養豚農業の振興に関し必要な事項</p> <p>生産した豚肉を消費者の皆様にお届けするためには、食肉処理施設及び流通販売の皆様のお力が不可欠です。基本方針骨子案でも記述のとおり、老朽化が進んでいる食肉処理施設について集約や合理化・高度化に向けた支援が重要と考えます。</p> <p>豚肉の取引規格が令和4年に改正され、既に普及・定着してきたものと考えます。情勢の変化等に即してその時々取引規格や各種表示制度が最大の機能を発揮できるよう、状況の分析と情報提供を進めることが重要と考えます。</p> <p>以上</p>	<p>基本方針において、食肉処理施設の再編や中核施設の合理化を促進することとしています。</p> <p>豚肉の取引規格については、関係機関と連携しながら、一層の普及・定着を図ってまいります。</p>
<p>5. お疲れ様です。</p> <p>消費者として 輸入肉ではなく、国内生産の安心・安全な食肉を求めます。</p> <p>動物に優しい環境を与えてください。エネルギー依存は原発ゼロにし、酪農利用を。食料自給率を100%にしてください。酪農従事者不足を外国人に賄ってもらうのではなく、先ず、政府が酪農家を支援し 労働に見合う報酬が入るようにしてください。</p> <p>なくてはならない大切な動物性タンパク質を国民が摂取できる様、政府は責任をもって予算も知恵も出して欲しいです。</p>	<p>畜産業は</p> <p>①人が食用利用できない牧草等から食料生産を可能にし、 ②飼料の生産、家畜への給与、堆肥の農地への還元、といった資源循環の形成に寄与するとともに、 ③景観の維持、雇用や関連産業を通じた地域の維持活性化に資する</p> <p>重要な産業です。</p> <p>我が国の質の高い畜産物を供給するため、引き続き、生産基盤の維持・強化や経営安定を図ってまいります。</p>
<p>6. 以下、意見を行う。</p> <p>>酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（骨子案）>6頁内容</p> <p>生乳が余った際にチーズ製造には回せないのであろうか？</p> <p>チーズもそれなりに消費期限が長い(少なくとも牛乳よりもずっと</p>	<p>チーズについては、食の多様化を背景に需要は増加傾向にあります。シュレッドチーズ等の安価な海外産チーズが多くを占める状況にあり、こうした安価な海外産チーズと国産チーズが競合する場合には生産者の年間平均受取乳代が低下してしま</p>

<p>と長い)かと思われるが、冷蔵・冷凍技術の発展で更により長い保存期間の達成も可能ではないかと思われる。</p> <p>また、長期熟成チーズや無発酵チーズ(例えばインドのパニール(色々な調理が可能であろう。))のようななどへの取り組みも行くと、生乳が余った際の使用法・選択肢・調整手段が増えるので良いのではないかと思われるのであるが、どうなのであろうか(なお、そこで発生するホエイ等は何らかの加工食品に利用が可能ではないかと思われる。)</p> <p>生乳が余った際におけるその用途について、チーズが加えられると良いのではないかと考える。</p> <p>検討を行っていただきたい。</p> <p>(なお、生乳の脂肪分からバターを作った後の液体(バターミルク)からもチーズを作る事は可能かと思われる(ここで、抽出・製造の方法・様態を変える事で、バターの性質もバターミルクの性質も変わるであろう。)。無駄無く食品利用を行うのが効率が良く、SDGsにもかなうものかと思われる。良い流れ作業的・カスケード的な生乳利活用がなされると望ましいのではないかと考える。)</p> <p>>畜産業について全般的に</p> <p>産業動物の種類、肥育段階や目指す肉質にもよるが、サツマイモ茎葉の利用等は国産飼料の増大に有用なのではないかと思われる。</p> <p>場所的な問題があるとの事であるが、建物内においてその全空間を使った空中栽培(支柱を使う、上から垂らす、用土・培養液を高い位置に置いてつるを横に這わす、色々な方法があると思われるが。)でもすれば土地の問題があってもそれなりの量を確保出来るのではないかと思われる(そして今の時代、植物育成用の</p>	<p>うという課題があります。そのため、生産者団体と乳業は、これまで、品質保持期限等の観点から国産チーズに優位性があり、比較的乳価の高いソフトチーズの需要拡大を進め、国産生乳の価値及び生産者の所得の向上の両立を実現しようとしてきたところであり、こうした取組を国としても引き続き支えてまいります。</p> <p>飼料資源作物の栽培・生産については、その生産コストも踏まえつつ生産・利用を検討する必要がありますが、様々な方法での国産飼料の生産・利用を推進してまいります。</p>
--	---

	<p>LED 照明は廉価に入手出来るので 24 時間植物に光合成を行わせて成長させる事が可能であろう。建物内であれば反射率の高い板などを用いて植物の光吸収率を上げる事も可能であろう。)。別にサツマイモでなくてもよいが(スピルリナ等の藻類などでもよかったりするであろう。)、国内での飼料栽培を行う事によって、結果的な自給率の向上や、フードマイレージの低下・排出 CO2 の減少等の自然環境への配慮が行えるのではないかと考える。</p> <p>動物の体は多くがたんぱく質から作られるが、そのたんぱく質は空気から作る事が可能(ハーバー・ボッシュ法や窒素固定菌等によつての空気中の酸素からのアンモニア・硝酸等の生産からのルートで。)である事を念頭に置き、飼料の自給を増やしていくべきと考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	
7.	<p>家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(骨子案)について、</p> <p>耕種農家ですが、化学肥料のほとんどを輸入に頼っている日本の現状のリスクを回避するために、家畜排せつ物を堆肥化して利用することを勧めることは賛同します。</p> <p>しかしながら、堆肥の成分が不均一なことや、肥料としての効きが緩慢なことから、主に耕作初期段階での元肥としての利用がほとんどです。作物の育成途中の段階で、追肥として利用することは難しく、利用率をむやみに上げることには限度があることを考慮してください。</p>	<p>地域における畜産・耕種の実情に応じた耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化や化学肥料との混合等の取組を進めるとともに、堆肥の成分分析の推奨等により堆肥の利用拡大を推進してまいります。</p>